

日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

平成28年7月12日

規則第46号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成28年日進市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請等)

第2条 条例第7条第2項又は第12条の規定による許可(以下「特例許可」という。)を受けようとする者(第3項及び第4項において「第2条申請者」という。)は、特例許可申請書(第1号様式)に、次の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 敷地の位置 (3) 隣地にある建築物の位置及び用途
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 (3) 土地の高低、敷地と敷地の接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り、各室の用途及び床面積 (3) 開口部の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
2面以上の立面図	(1) 縮尺 (2) 開口部の位置

2面以上の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面 (3) 各階の床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ
----------	-----------------------------------------------------------------------------

- 2 市長は、前項の表に掲げる図書のほか、特例許可に関し必要な資料の提出を求められることができる。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、特例許可通知書(第2号様式)により、第2条申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による審査の結果、不相当と認めるときは、不許可通知書(第3号様式)により、第2条申請者に通知するものとする。

(記載事項の変更)

第3条 前条第1項の規定により特例許可の申請をした者は、当該申請に係る記載内容に変更が生じたときは、速やかに特例許可申請書記載事項変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、特例許可を受けた後から当該申請に係る建築物の工事完了前までに変更が生じたときは、特例許可通知書の写しを添えなければならない。

(申請書の取下げ)

第4条 特例許可申請書を提出した者は、市長が許可する前に当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(工事の中止)

第5条 特例許可を受けた者は、当該建築物の工事を中止したときは、工事中止届(第6号様式)に特例許可通知書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(特例許可の取消し)

第6条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為によって特例許可を受けたときは、当該特例許可を取り消すことができる。

(緑化率適合証明申請)

第7条 都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第1号。以下「省令」という。)第42条第1項の規定により条例第13条第1項又は第4項の規定に適合していることを証する書面の交付を受けようとする者(次項及び第4項において「第7条申請者」という。)

は、緑化率適合証明申請書(第7号様式)及び緑化施設概要書(第8号様式)に、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物
	(2) 敷地の位置
	(3) 隣地にある建築物の位置及び用途
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 (3) 緑化施設の配置、種別及び面積
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 緑化施設の配置、種別及び面積
2面以上の立面図	(1) 縮尺 (2) 開口部の位置 (3) 緑化施設の配置、種別及び面積
2面以上の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面 (3) 軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ (4) 緑化施設の配置、種別及び面積
緑化施設の面積の算出根拠を示す書面	緑化面積求積図及び面積算出表(配置図等に併記する場合は、省略することができる。)

備考 各階平面図、2面以上の立面図及び2面以上の断面図は、当該図書に示す緑化施設がないときは、省略することができる。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、条例第13条第1項又は第4項の規定に適合していると認めたときは、緑化率適合証明通知書(第9号様式)を第7条申請者に交付するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条の2第1項の規定による届出書(同条第2項の規定による変更届出書を含む。以下この項において

同じ。)に、第1項に規定する内容が含まれているときは、同項の規定による申請書の提出があったものとみなす。この場合において、当該届出書についての回答(その内容が地区計画に適合する旨のものに限る。)をもって、緑化率適合証明通知書の交付に代えることができる。

4 市長は、第2項の規定による審査の結果、不適合と認めるときは、緑化率不適合通知書(第10号様式)により、第7条申請者に通知するものとする。

(緑化率規制適用除外許可申請)

第8条 条例第13条第2項第3号の規定による許可を受けようとする者(次項及び第3項において「第8条申請者」という。)は、緑化率規制適用除外許可申請書(第11号様式)及び緑化施設概要書に、次の表に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	(1) 方位、道路及び目標となる地物 (2) 敷地の位置 (3) 隣地にある建築物の位置及び用途
配置図	(1) 縮尺及び方位 (2) 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 (3) 土地の高低、敷地と敷地の接する道路の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ (4) 敷地の接する道路の位置及び幅員
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
各階平面図	(1) 縮尺及び方位 (2) 間取り、各室の用途及び床面積 (3) 開口部の位置
2面以上の立面図	(1) 縮尺 (2) 開口部の位置
2面以上の断面図	(1) 縮尺 (2) 地盤面

(3)各階の床及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ

2 市長は、緑化率規制適用除外許可をしたときは、当該申請者に対し緑化率規制適用除外許可通知書(様式第11号)を交付するものとする。

(緑化施設の工事の完了延期認定)

第9条 条例第13条第1項又は第4項の規定による規制の対象となる建築物の新築又は増築をしようとする者であつて、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第43条第1項の規定による認定を受けようとするもの(次項及び第3項において「第9条申請者」という。)は、省令第10条に規定する申請書、緑化施設概要書、緑化施設の位置の分かる写真、同条の表に掲げる図書及び同条に規定する確認済証の写しに、その他市長が必要と認める図書を添えて、その期日の7日前までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかに審査し、相当と認めるときは、緑化施設工事完了延期認定通知書(第14号様式)を第9条申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査の結果、相当ではないと認めたときは、緑化施設工事完了延期不認定通知書(第15号様式)を第9条申請者に通知するものとする。

(緑化施設の工事の完了の届出)

第10条 都市緑地法第43条第1項の規定による認定を受けた者は、同条第3項による緑化施設の工事が完了したときは、速やかに緑化施設工事完了届(様式第13号)、緑化施設概要書(様式第8号)、緑化施設の位置の分かる写真その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出するものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第17条第2項の証明書は、身分証明書(第17号様式)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画に係る建築物の制限に関する条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。

- (1) 名古屋都市計画日進竹の山南部地区計画に係る建築物の制限に関する条例施行規則(平成11年日進市規則第16号)
- (2) 名古屋都市計画日生東山園地区計画に係る建築物の制限に関する条例施行規則(平成12年日進市規則第10号)
- (3) 名古屋都市計画米野木駅前地区計画に係る建築物の制限に関する条例施行規則(平成16年日進市規則第25号)
- (4) 名古屋都市計画日進笠寺山地区計画に係る建築物の制限に関する条例施行規則(平成20年日進市規則第41号)
- (5) 名古屋都市計画赤池箕ノ手地区計画に係る建築物の制限に関する条例施行規則(平成24年日進市規則第41号)

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年3月27日規則第11号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月12日規則第25号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日規則第11号)

この規則は、令和7年5月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

特例許可申請書				年 月 日
<p>日進市長 あて</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 電話</p> <p>日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第7条第2項・第12条の規定による許可を申請します。なお、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>				
(1)建築主	住所氏名	〒		
		電 話		
(2)代理人	住所氏名	〒		
		電 話		
(3)敷地の位置	地名地番	日進市		
	地区整備計画区域			
	用途地域			
	防火地域	準防火・指定無し		
(4)主要用途				(5)工事種別
(6)工事着手予定年月日		年 月 日		
(7)工事完了予定年月日		年 月 日		
(8)構造		(9)壁面の位置	m	
(10)軒の高さ	m	(11)最高の高さ	m	
(12)階数	地上 階・地下 階			
	申請部分	申請以外の部分	合計	(16)敷地面積との比率
(13)敷地面積	㎡	㎡	㎡	
(14)建築面積	㎡	㎡	㎡	(建蔽率) %
(15)延べ面積	㎡	㎡	㎡	(容積率) %
(17)申請理由				
※許可番号	第 号 年 月 日			

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式（第2条関係）

特例許可通知書			
様			第 号 年 月 日
日進市長			印
<p>年 月 日付で申請のありました特例許可について、次のとおり条件を付して許可しましたので、日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第3項の規定により通知します。</p>			
(1) 建築主	住所氏名	〒	
		電 話	
(2) 代理人	住所氏名	〒	
		電 話	
(3) 敷地の位置	地名地番	日進市	
	地区整備計画区域		
	用途地域		
	防火地域	準防火・指定無し	
(4) 主要用途			(5) 工事種別
(6) 工事着手予定年月日	年 月 日		
(7) 工事完了予定年月日	年 月 日		
(8) 構造			(9) 壁面の位置
(10) 軒の高さ	m	(11) 最高の高さ	m
(12) 階数	地上 階・地下 階		
	申請部分	申請以外の部分	合計
(13) 敷地面積	m ²	m ²	m ²
(14) 建築面積	m ²	m ²	m ²
(15) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
(16) 敷地面積との比率			
(17) 申請理由			
(18) 許可条件			

第3号様式（第2条関係）

不許可通知書		第 号 年 月 日
様		
日進市長		印
<p>年 月 日付で申請のありました特例許可について、次の理由で不許可としましたので、日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第4項の規定により通知します。</p>		
(1) 建築主	住所 氏名	〒
		電 話
(2) 代理人	住所 氏名	〒
		電 話
(3) 敷地 の 位置	地名地番	日進市
	地区整備 計画区域	
	用途地域	
	防火地域	準防火・指定無し
(4) 主要用途		(5) 工事種別
(6) 不許可の理由		

※ この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に日進市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第4号様式（第3条関係）

特例許可申請書 記載事項変更届 年 月 日	
日進市長 あて	
届出者 住所 氏名 電話	
年 月 日付けの特例許可申請書の記載内容に変更があったので、日進市 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第3条の規定により届け 出ます。	
(1) 建築主住所氏名	(新)
	(旧)
(2) 敷地の地名地番	(新)
	(旧)
(3) 地区整備計画区域	
(4) 許可年月日番号	年 月 日 第 号
(5) その他の変更	(新)
	(旧)
(6) 理由	
※備考	※受付欄

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

建築主の変更の場合は、新旧建築主各々記名してください。

第5号様式（第4条関係）

取下げ届 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 日進市長 あて 届出者 住所 氏名 電話 年 月 日付けでした特例許可申請を取り下げたいので、日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第4条の規定により届け出ます。		
(1)建築主	住所 氏名	〒 電 話
(2)代理人	住所 氏名	〒 電 話
(3)敷地の地名地番	日進市	
(4)地区整備計画区域		
(5)主要用途		
(6)取下げの理由		
(7)備考		

※受付欄	※決裁欄

(注意) ※印欄は、記入しないでください。
 届出者は特例許可申請の申請者（建築主）です。

第6号様式（第5条関係）

工事中止届		年 月 日
<p>日進市長 あて</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: center;">年 月 日付け 第 号で許可を受けた建築物の工事を中止したので、日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則第5条の規定により届け出ます。</p>		
(1)建築主	住所 氏名	〒 電 話
(2)代理人	住所 氏名	〒 電 話
(3)敷地の地名地番	日進市	
(4)地区整備計画区域		
(5)主要用途		
(6)中止した理由		
(7)備考		

※受付欄	※決裁欄

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

届出者は特例許可申請の申請者（建築主）です。